

令和4年度第1回三重県社会福祉審議会 事項書

日 時：令和5年2月2日（木）14:00～16:00

開催方法：オンライン（Zoom）開催

1 開会

P. 1～P. 16 資料1

- ・開会あいさつ
- ・委員及び事務局から自己紹介
- ・三重県社会福祉審議会について
- ・審議会・専門分科会・部会の構成と令和3年度の審議結果について

2 議題

報告事項

(1) 「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」について

P. 17～P. 22、別冊1、2 資料2

(2) 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（最終案）について

P. 23～P. 26、別冊3 資料3

(3) 民生委員・児童委員の一斉改選結果について

P. 27～P. 34 資料4

(4) ヤングケアラー支援の取組について

P. 35～P. 45 資料5

3 その他

4 閉会

「三重県社会福祉審議会」について

- 設置根拠：社会福祉法第7条
- 審議内容：社会福祉に関する事項
 - ※社会福祉法第12条に基づき、三重県社会福祉審議会条例第2条において、「児童福祉に関する事項」についても審議することと定めている。
- 設置年月日：昭和39年4月1日
- 現委員の任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）
- 委員構成：20名
 - 社会福祉法第8条に基づき、都道府県の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、三重県知事が任命
- 委員長：委員の互選により選出
- 分科会及び部会：別表を参照
- 事務局：子ども・福祉総務課
- 主な議題
 - ・ 主な計画の策定や改定
 - ・ 新たな取組やその取組状況等
 - ・ 影響が大きいと見込まれる条例の制定
 - ・ 主な関係施策の概要
 - ・ 審議会要綱の改正や審議会の部会等の状況報告 等

令和3年度開催状況

■ 第1回（令和3年10月4日）

○報告事項

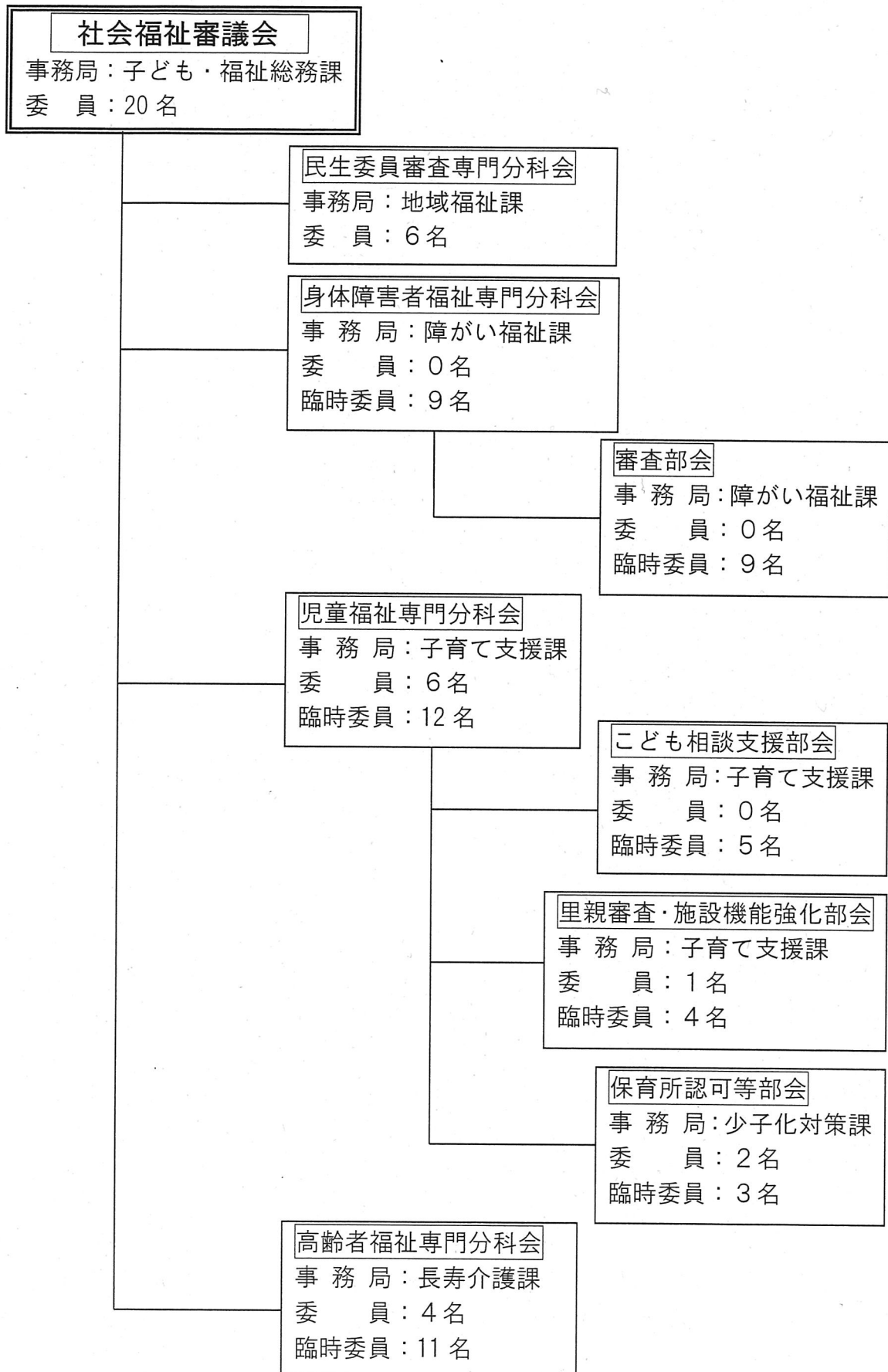
- (1) 「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）の策定について
- (2) 新型コロナウイルス禍における児童虐待対応について

■ 第2回（令和4年2月7日）

○報告事項

- (1) 「三重県ひきこもり支援推進計画」（最終案）について
- (2) 今後の福祉行政における課題等について

三重県社会福祉審議会 組織構成図



三、臺灣省議會秘書長辦公室

臺灣省議會秘書長辦公室
 秘書長：張金樹
 秘書：張金樹

第一組
 組長：張金樹
 組員：張金樹

第二組
 組長：張金樹
 組員：張金樹

第三組
 組長：張金樹
 組員：張金樹

第四組
 組長：張金樹
 組員：張金樹

第五組
 組長：張金樹
 組員：張金樹

第六組
 組長：張金樹
 組員：張金樹

第七組
 組長：張金樹
 組員：張金樹

第八組
 組長：張金樹
 組員：張金樹

社会福祉審議会

令和 5 年 2 月 2 日現在

事務局：子ども・福祉総務課

任期：令和 2 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日（3 年間）

委員長：井村 正勝

設置根拠：社会福祉法第 7 条

審議内容：社会福祉に関する事項

構成員名簿（委員 20 名）

※五十音順

氏名	区分	新任	職名
青山 弘忠	委員		三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
安部 悦子	委員		UDうれしの代表
伊藤 卓也	委員		三重県理学療法士会副会長・事務局長（公募委員）
井村 正勝	委員		三重県社会福祉協議会会長
牛場 誠	委員		三重弁護士会 推薦弁護士
鵜沼 憲晴	委員		皇學館大学現代日本社会学部教授
馬岡 晋	委員		三重県医師会副会長
柿本 宏枝	委員		三重県自閉症協会副会長
加藤 隆	委員		三重県町村会副会長（木曾岬町長）
北村 香織	委員		三重短期大学生生活科学科准教授
吉良 勇藏	委員		三重県老人クラブ連合会会長
倉本 崇弘	委員	○	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
佐野 貴信	委員		みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員長（サノプランニング代表取締役）
竹上 真人	委員	○	三重県市長会副会長（松阪市長）
谷 眞澄	委員		三重県看護協会会長
対馬 あさみ	委員		三重こども食堂ネットワーク代表（公募委員）
布本 肇	委員	○	三重県小中学校長会（名張市立名張小学校校長）
番条 喜芳	委員		三重県労働者福祉協議会理事長
前村 裕司	委員	○	三重県地域福祉活動推進協議会副会長
山本 壽人	委員	○	三重県民生委員児童委員協議会会長

民生委員審査専門分科会

令和5年2月2日現在

事務局：地域福祉課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

専門分科会長：井村 正勝

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員6名）

※五十音順

氏名	区分	職名
安部 悦子	委員	UDうれしの代表
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会会長
加藤 隆	委員	三重県町村会副会長（木曾岬町長）
倉本 崇弘	委員	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
前村 裕司	委員	三重県地域福祉活動推進協議会副会長
山本 壽人	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長

身体障害者福祉専門分科会

令和5年2月2日現在

事務局：障がい福祉課

任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

専門分科会長：杉村 芳樹

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：身体障害者の福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（先端的外科技術開発学）助教
近藤 峰生	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター副院長、国立大学法人三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	村瀬病院泌尿器科・前立腺センター長 三重大学医学部腎泌尿器外科名誉教授・リサーチアソシエイト
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、国立大学法人三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
増田 佐和子	臨時委員	独立行政法人国立病院機構三重病院（耳鼻咽喉科）医長
松本 剛史	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院助教

身体障害者福祉専門分科会審査部会

令和5年2月2日現在

事務局：障がい福祉課（障害者相談支援センター）

任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

審査部会長：杉村 芳樹

設置根拠：社会福祉法施行令第3条

審議内容：

- ・身体障害者手帳認定の指定医師の指定の審議
- ・身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議
- ・自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定等に関する協議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

（構成員は身体障害者福祉専門分科会と同じ）

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（先端的外科技術開発学）助教
近藤 峰生	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター副院長、国立大学法人三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	村瀬病院泌尿器科・前立腺センター長 三重大学医学部腎泌尿器外科名誉教授・リサーチアソシエイト
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、国立大学法人三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
増田 佐和子	臨時委員	独立行政法人国立病院機構三重病院（耳鼻咽喉科）医長
松本 剛史	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院助教

児童福祉専門分科会

令和5年2月2日現在

事務局：子育て支援課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

専門分科会長：松浦 直己

設置根拠：児童福祉法第8条第1項、社会福祉法第12条、
三重県社会福祉審議会条例第2条

審議内容：児童福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員6名、臨時委員12名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
青山 弘忠	委員	三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
柿本 宏枝	委員	三重県自閉症協会副会長
佐野 貴信	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員長 （サノプランニング代表取締役）
対馬 あさみ	委員	三重こども食堂ネットワーク代表（公募委員）
布本 肇	委員	三重県小中学校長会（名張市立名張小学校校長）
山本 壽人	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
石田 芳久	臨時委員	児童精神科医
奥野 敏	臨時委員	一般社団法人三重県里親会会長
鍵山 雅夫	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
越川 洋子	臨時委員	三重県母子寡婦福祉連合会理事長
佐々木 光明	臨時委員	神戸学院大学法学部教授
竹村 浩	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター 事務局長
中島 弘道	臨時委員	子ども心身発達医療センター副センター長
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
藤田 典子	臨時委員	三重県看護協会常任理事
松浦 直己	臨時委員	三重大学教育学部教授
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会 推薦弁護士

児童福祉専門分科会こども相談支援部会

令和5年2月2日現在

事務局：子育て支援課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

部会長：村瀬 勝彦

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・児童福祉法に基づき、保護者・児童への訓戒・指導、里親・児童養護施設等への委託（保護者又は未成年後見人の意に反する場合を含む。）等の措置に係る審議
- ・児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待死亡事例等の分析及び検証
- ・児童福祉法に基づき、被措置児童等の虐待に係る通告・届出の受理、県の対応方針等の審議

構成員名簿（臨時委員5名）

※五十音順

氏名	区分	職名
佐々木 光明	臨時委員	神戸学院大学法学部教授
中島 弘道	臨時委員	子ども心身発達医療センター副センター長
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会 推薦弁護士

児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会

令和5年2月2日現在

事務局：子育て支援課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

部会長：鍵山 雅夫

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・児童福祉法施行令第29条に基づく里親認定にあたっての意見
- ・三重県社会的養育推進計画の進行管理

構成員名簿（委員1名、臨時委員4名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
山本 壽人	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
石田 芳久	臨時委員	児童精神科医
奥野 敏	臨時委員	一般社団法人三重県里親会会長
鍵山 雅夫	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
竹村 浩	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター 事務局長

児童福祉専門分科会保育所認可等部会

令和5年2月2日現在

事務局：少子化対策課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

部会長：青山 弘忠

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・ 保育所の設置認可のための意見聴取
- ・ 保育所の設備又は運営が条例の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるとき、保育所の事業の停止を命じるための意見聴取
- ・ 児童の福祉のため必要があると認めるとき、認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命じるための意見聴取

構成員名簿（委員2名、臨時委員3名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
青山 弘忠	委員	三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
布本 肇	委員	三重県小中学校長会（名張市立名張小学校校長）
鍵山 雅夫	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
藤田 典子	臨時委員	三重県看護協会常任理事
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表

高齢者福祉専門分科会

令和5年2月2日現在

事務局：長寿介護課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

専門分科会長：馬岡 晋

設置根拠：社会福祉法第11条第2項、三重県社会福祉審議会要綱第2条の2

審議内容：高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議

構成員名簿（委員4名、臨時委員11名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
伊藤 卓也	委員	三重県理学療法士会副会長・事務局長（公募委員）
馬岡 晋	委員	三重県医師会副会長
吉良 勇藏	委員	三重県老人クラブ連合会会長
前村 裕司	委員	三重県地域福祉活動推進協議会副会長
明石 典男	臨時委員	三重県社会福祉協議会事務局次長・福祉研修人材部長
稲本 良則	臨時委員	三重県歯科医師会副会長兼専務理事
大井 智香子	臨時委員	皇學館大学現代日本社会学部准教授
河戸 義男	臨時委員	認知症の人と家族の会三重県支部副代表
近藤 辰比古	臨時委員	三重県老人福祉施設協会会長
櫻井 智美	臨時委員	三重県地域活動栄養士連絡協議会会長
志田 幸雄	臨時委員	三重県病院協会理事
田中 彩子	臨時委員	三重県老人保健施設協会理事
玉田 浩一	臨時委員	三重県地域密着型サービス協議会副代表理事
花井 裕子	臨時委員	三重県介護支援専門員協会副会長
眞砂 由利	臨時委員	三重県看護協会専務理事

高 級 專 門 學 科 考 試 會

中華民國九十二年五月九日

考試日期：民國九十二年五月九日

考試地點：(開考地點) 考場：(開考地點)

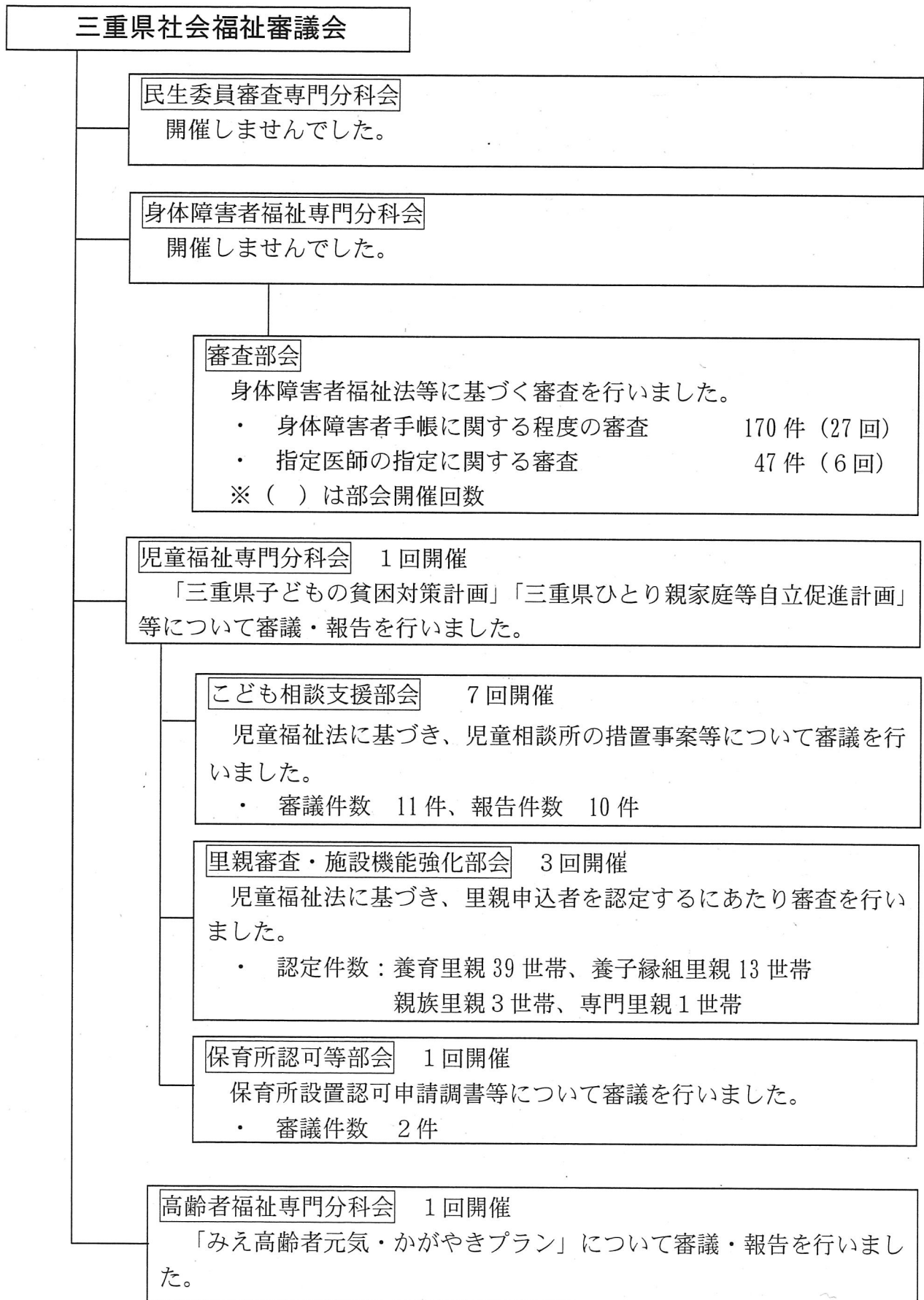
考試科目：(考試科目)

考試時間：(考試時間)

高 級 專 門 學 科 考 試 會 (考 試 名 單)

考 號	姓 名	考 場	考 試 日 期	考 試 時 間
101	張 國 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
102	李 文 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
103	王 德 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
104	陳 明 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
105	林 建 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
106	吳 志 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
107	孫 國 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
108	趙 明 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
109	周 建 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
110	吳 志 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
111	孫 國 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
112	趙 明 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
113	周 建 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
114	吳 志 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
115	孫 國 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
116	趙 明 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
117	周 建 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
118	吳 志 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
119	孫 國 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00
120	趙 明 華	考 場 一	5月9日	上午 8:00-11:00

令和3年度三重県社会福祉審議会各分科会・部会の開催結果について



了りこめ果樹部会の会誌・全体会会報審読部会林業部三委員の使命

会報審読部会付録第三

会報審読部会付録第三

了りこめ果樹部会

全体会会報審読部会

林業部

審読部

了りこめ果樹部会、全体会会報審読部会、林業部、審読部の各委員の使命は、それぞれ異なるが、互いに協力し、会報の発行に努めることである。

了りこめ果樹部会、全体会会報審読部会、林業部、審読部の各委員は、それぞれ異なる使命を担っており、互いに協力し、会報の発行に努めることである。

了りこめ果樹部会、全体会会報審読部会、林業部、審読部の各委員は、それぞれ異なる使命を担っており、互いに協力し、会報の発行に努めることである。

了りこめ果樹部会、全体会会報審読部会、林業部、審読部の各委員は、それぞれ異なる使命を担っており、互いに協力し、会報の発行に努めることである。

了りこめ果樹部会、全体会会報審読部会、林業部、審読部の各委員は、それぞれ異なる使命を担っており、互いに協力し、会報の発行に努めることである。

了りこめ果樹部会、全体会会報審読部会、林業部、審読部の各委員は、それぞれ異なる使命を担っており、互いに協力し、会報の発行に努めることである。

1 子ども・子育て支援の全体像

資料 2

ライフステージごとに切れ目のない支援（自然減対策）

出会い・結婚

- ライフプラン教育
- 出会いの支援

妊娠・出産

- 不妊に悩む方への支援
- 妊産婦・乳幼児ケアの充実

子育て

- 男性の育児参画の推進
- 幼児教育・保育の充実
- 放課後児童対策の充実

○市町や地域住民、企業等と連携した支援

次代を担う子ども（支援が必要な子ども）への支援

子どもの貧困

- 子どもの貧困対策の充実
- 学習支援の充実

児童虐待・社会的養育

- 児童虐待の防止
- 社会的養育の推進

ヤングケアラーなど

- ヤングケアラー対策
- 発達支援
- 医療的ケアが必要な子どもへの支援

○市町や地域住民、企業等と連携した支援

結婚・妊娠・子育て等の希望がかない、全ての子どもが豊かに育つ三重

2 課題と取組方向①

ライフステージごとに切れ目のない支援（自然減対策）

【出会い・結婚】

課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 未婚化・晩婚化、晩産化 ■ 結婚を希望していても出会いがない <p>⇒ ライフプラン教育のさらなる充実が必要</p> <p>⇒ <u>希望がかなえられる出会い・結婚支援が必要</u></p>
----	--

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 思春期世代を中心としたライフプラン教育の実施や相談しやすい体制の整備 ■ 結婚や子どもを持つことに対する前向きなマインドの醸成 ■ <u>結婚を希望する方への相談対応や情報提供、市町と連携した広域的な出会いの場の創出</u>
------	--

【妊娠・出産】

課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもがほしいけれどもできない ■ 不妊等に悩む方の精神的な負担 ■ 不妊治療と仕事の両立 ■ 出産や育児に対する不安・負担 <p>⇒ 不妊治療等への経済的支援や精神的負担の軽減、仕事との両立支援の充実が必要</p> <p>⇒ <u>妊娠や出産、育児に対するさまざまな不安・負担の解消が必要</u></p>
----	--

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不妊治療等への経済的支援の継続、精神的支援の充実 ■ 不妊治療と仕事の両立支援に向けた企業等への理解促進や働きかけ ■ <u>切れ目のない母子保健サービス提供に向けた体制構築、支援の充実</u>
------	---

【子育て】

課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て等の経済的な負担 ■ 男性の家事・育児に関わる時間のさらなる確保、仕事との両立 ■ 多様なニーズに応じた保育の提供、質の向上 <p>⇒ 経済的支援、男性の育児参画の推進が必要</p> <p>⇒ <u>待機児童の解消や保育士等の確保が必要</u></p>
----	---

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て家庭等の経済的支援 ■ 企業等と連携した男性の育児参画の推進 ■ <u>保育士の処遇改善、離職防止に向けた取組の充実</u> ■ 低年齢児・病児保育、一時預かり等の充実、放課後児童クラブ等への支援と専門人材確保
------	---

3 課題と取組方向②

次代を担う子ども（支援が必要な子ども）への支援

【子どもの貧困】

課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貧困率は14.0%（7人に1人は貧困状態） ■ 貧困の連鎖 ■ 生活困窮世帯の子どももの高等教育機関への進学率は低い <p>⇒ <u>子どもの貧困対策の強化、貧困の連鎖解消に向けた取組の充実が必要。</u></p>
-----------	---

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>子ども食堂等の子ども居場所の活動支援、活動の担い手の掘り起こし</u> ■ 子どもの居場所の多機能化への支援 ■ <u>身近な地域での学習支援や生活困窮世帯の子どもへの学習支援</u> ■ ひとり親家庭の就労支援
-------------	--

【児童虐待・社会的養育】

課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 面前DVなど心理的虐待の増加や相談内容の多様化・複雑化 ■ 児童福祉司等の専門人材の確保 ■ 家庭に近い環境での養育や子どもの権利擁護 ■ 施設等退所後の子どもとの関わり <p>⇒ <u>さらなる児童虐待の対応力の強化が必要</u></p> <p>⇒ 里親委託の推進や<u>施設等の整備、自立支援の充実が必要</u></p>
-----------	---

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>関係機関等と連携した児童虐待対応力の強化</u> ■ <u>専門人材の着実な増員や人材育成</u> ■ 市町の児童虐待対応力の強化 ■ 里親委託推進に向けたフォスティング機関の整備や児童養護施設等の小規模化等 ■ 施設退所前から退所後まで切れ目のない自立支援 ■ <u>国児学園、一時保護所の建替・改修</u>
-------------	---

【ヤングケアラーなど】

課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ ヤングケアラーは、本人や家族の自覚がなく、表面化せずに必要な支援につながらにくい ■ 発達支援、医療的ケアへのニーズの増加 <p>⇒ <u>ヤングケアラーの早期発見や適切な支援につなげることが必要</u></p> <p>⇒ 発達支援や医療的ケアの充実</p>
-----------	--

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>ヤングケアラーの周知・啓発の推進と効果的な支援体制の構築</u> ■ 地域と連携した発達支援体制の強化・充実、専門人材の育成 ■ 医療的ケア児・者とその家族への支援の強化、専門人材の養成
-------------	--

1. 關於「...」...

2. 關於「...」...

3. 關於「...」...

4. 關於「...」...

「第 5 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」 (最終案) について

1 計画策定の経緯

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」は、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現のため、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画として策定しています。

平成 19 年に策定以降、4 年ごとに改定を行っており、平成 31 年(2019 年)に策定した現行の第 4 次計画が令和 4 年度を以て終期を迎えることから、今年度、次期計画を策定するものです。

次期「第 5 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(2023 - 2026)の策定にあたっては、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」での検討やパブリックコメント等で寄せられた意見をふまえ、別冊 3 のとおり最終案をとりまとめ、令和 4 年 12 月の三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会において説明を行ったところです。

2 最終案の概要

資料 3 - 2 のとおり。

3 今後のスケジュール(予定)

令和 5 年 2 月	議案提出
3 月末	次期計画の策定

1. 目的

2. 概要

3. 内容

4. 結果

5. 結論

第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2023-2026)(最終案)の概要

資料 3-2

第1章 計画策定の趣旨

- 趣旨
- 「三重県ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくり推進条例」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由に活動し平等に参加できる社会の実現をめざす基本的な計画(計画期間:2023~2026年)として策定
 - UDをとりまき三重県の実況
 - 障がい者、高齢者、外国人等、配慮を必要とする方が共生する社会
 - UDをとりまき環境の変化
 - 「新しい生活様式」、DX、SDGsの取組の進行
 - 「地域共生社会」、「ダイバーシティ社会」の実現に向けた取組の進行
 - 障がい者差別の解消に向けた取組の進行
 - 三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催に向けて積み上げたレガシーの活用

第2章 第4次推進計画における取組の検証

課題	成果
<ul style="list-style-type: none"> 「ヘルプマーク」の普及啓発(認知度78.2%)、三重おもいやり駐車場利用証制度の普及啓発、学校出前授業の実施等 三重とこわか大会等に伴う障がい者スポーツの充実、農福連携、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組等 「UDの意味を知っており、関心もある」県民の割合は53.9% 歩行空間(幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機)の整備 交通システム(鉄道駅の段差解消等)のバリアフリー化の推進 「県有施設のためのUDガイドライン」による施設整備 県有施設のバリアフリー化情報の提供 「多くの人が利用する施設が使いやすいようになった実感する」県民の割合は72.3% 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を活用した、だれもがわかりやすい情報提供 「UDイベントマニュアル」を活用した、だれもが参加しやすいイベント実施 「UDに配慮された情報・サービス提供を実感する」県民の割合は63% 	<ul style="list-style-type: none"> 「ヘルプマーク」を示しても声かけがない おもいやり駐車場の利用マナーがよくない 「新しい生活様式」の中で、配慮や支援を受けづらい 障がいのある方の社会参加の機会の確保や高齢化の進展への対応のため、より高い水準による、より身近な施設の整備が求められている 製品・情報・サービス提供といったソフト面の満足度が、ハード面に比べると低い

UDの意識づくり(ハード)

まちづくり(ハード)

製品・情報・サービスの提供(ソフト)

取組の視点 - 第3章 第5次推進計画の取組

- 「バリアフリー法」改正による「心のバリアフリー」の取組の推進
 - 「地域共生社会」の実現に向けて
 - 近隣府県での「大阪・関西万博」「アジア競技大会」開催
 - 法律の改正に伴う、障がい者差別の解消に向けた取組の推進
- ↑
- 県民のUDへの関心度を高め、おもいやりのある行動につなげる
 - 公共交通機関の移動円滑化に積極的に取り組む
 - 合理的配慮の提供につなげるよう、サービス提供者へUDの意識の浸透を図る

取組の方向性

計画の目標(めざす姿)

だれもが自分らしく生きられる三重づくり

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、おもいやりの行動でつながる三重づくり～

ハードの取組

UDの意識づくり(施策体系1)

- 「おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発
- 「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- UDアドバイザー養成講座の開催等による人材育成
- UDの認識を深める学習活動の促進(追加)
- 障がい者スポーツの充実(拡充)
- 認知症の正しい理解の促進(拡充) など

ハードの取組

だれもが暮らしやすいまちづくり(施策体系2)

- 駅舎のバリアフリー化(段差解消、バリアフリートイレの設置、ICカードシステムの導入等)の支援(拡充)
- タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化(UDタクシー、ノンステップバスの導入等)の支援(拡充)
- 「県有施設のためのUDガイドライン」の周知と市町や民間の公共施設への展開
- UDに配慮された道具が設置された公園の情報提供(拡充) など

ソフトの取組

だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進(施策体系3)

- 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の改訂と多様な主体への展開によるわかりやすい情報の発信の促進(拡充)
- 「新しい生活様式」に配慮した「UDイベントマニュアル」の改訂(拡充)
- SNS等を活用したUDに関する情報提供(拡充)
- 選挙における障がいの有る方の投票への支援(追加)
- 「障害者差別解消法」、「障がいの有る無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の周知啓発 など

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み

I 県の推進体制
三重県UDのまちづくり推進協議会及び庁内会議等での検討

II・III さまざまな主体の役割と連携
県民の皆さん一人ひとりと、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者の役割・連携

IV・V 計画の進捗管理と見直し
毎年度取組内容の確認と公表、情勢をふまえて見直し
VI 計画に掲げる施策とSDGsの関係
各施策とSDGsの関係性を明示

民生委員・児童委員の一斉改選結果について

民生委員・児童委員の任期は民生委員法第10条により3年とされており、令和4年12月1日に一斉改選が行われました。

その結果、定数4,252人（うち主任児童委員347人）に対し、3,979人（うち主任児童委員334人）が厚生労働大臣により委嘱されました。（令和4年12月1日時点）

なお、3年の任期ごとに市町の実情に応じて民生委員定数の変更を行っており、今回の一斉改選時にも「三重県民生委員定数条例」の改正を行い、県全体の定数を、4,236人（うち主任児童委員345人）から4,252人（うち主任児童委員347人）へと変更（16名増）しました。

1 資格審査について

民生委員・児童委員は、市町に設置され、知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することとされており、市町に設置された民生委員推薦会が推薦した者を集約し、三重県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の意見を聴いたうえで、厚生労働大臣に推薦しました。

【民生委員審査専門分科会の審議状況】

開催年月日：令和4年9月9日（金）

審査結果：委員候補者3,555人を適任としました。

このほか、専門分科会の開催以降に推薦のあった候補者について書面審査を行い、最終的に3,979人を適任として厚生労働大臣に推薦しました。

2 改選状況について

委嘱者の属性等は以下のとおりです（R4.12.1委嘱分）。

- 定数 4,252人
- 委嘱者数 3,979人（うち主任児童委員334人）
- 充足率 93.6%（R元改選時：94.5%）
- 平均年齢 66.7歳（R元改選時：66.1歳／H28改選時：65.2歳）
- 新・再任の別 継続：56.0%、新任43.2%、再任：0.8%

3 今後の取組予定

地域福祉の要として民生委員・児童委員への期待が高まる一方、困難事案や業務量の増加に伴い負担感が増し、「なり手」の確保も課題となっています。

県では、引き続き必要な知識・技術の習得に向けた研修や負担軽減のための支援等を行うほか、民生委員制度創設100周年（令和5年）を好機と捉え、活動内容に関する県民の皆さんの理解が深まるよう、多様な主体と連携した情報発信に取り組みます。

ついでに調査結果報告一の調査結果・調査事項

本調査、実施した結果を要するに、調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (1) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (2) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (3) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (4) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (5) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (6) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (7) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (8) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (9) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (10) 調査員等が実施した調査結果、調査事項

ついでに調査結果報告二

本調査、実施した結果を要するに、調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (1) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (2) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (3) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (4) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (5) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (6) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (7) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (8) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (9) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (10) 調査員等が実施した調査結果、調査事項

ついでに調査結果報告三

本調査、実施した結果を要するに、調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (1) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (2) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (3) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (4) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (5) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (6) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (7) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (8) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (9) 調査員等が実施した調査結果、調査事項
 (10) 調査員等が実施した調査結果、調査事項

民生委員・児童委員一斉改選 市町別委嘱状況
 (令和4年12月1日一斉改選分 確定値)

市町名	民生委員・児童委員			民生委員・児童委員 (主任児童委員を除く)			主任児童委員		
	定数	推薦数	充足率	定数	推薦数	充足率	定数	推薦数	充足率
津市	619	574	92.7%	573	530	92.5%	46	44	95.7%
四日市市	613	584	95.3%	558	532	95.3%	55	52	94.5%
伊勢市	309	278	90.0%	281	250	89.0%	28	28	100.0%
松阪市	391	379	96.9%	362	350	96.7%	29	29	100.0%
桑名市	257	237	92.2%	233	213	91.4%	24	24	100.0%
鈴鹿市	376	339	90.2%	341	308	90.3%	35	31	88.6%
名張市	191	190	99.5%	175	174	99.4%	16	16	100.0%
尾鷲市	59	47	79.7%	56	44	78.6%	3	3	100.0%
亀山市	103	98	95.1%	92	87	94.6%	11	11	100.0%
鳥羽市	56	42	75.0%	53	40	75.5%	3	2	66.7%
熊野市	82	71	86.6%	78	67	85.9%	4	4	100.0%
いなべ市	104	104	100.0%	96	96	100.0%	8	8	100.0%
志摩市	141	118	83.7%	130	108	83.1%	11	10	90.9%
伊賀市	311	297	95.5%	279	267	95.7%	32	30	93.8%
木曾岬町	13	12	92.3%	11	10	90.9%	2	2	100.0%
東員町	52	50	96.2%	48	46	95.8%	4	4	100.0%
菰野町	77	77	100.0%	72	72	100.0%	5	5	100.0%
朝日町	20	19	95.0%	18	17	94.4%	2	2	100.0%
川越町	28	24	85.7%	26	22	84.6%	2	2	100.0%
多気町	41	41	100.0%	39	39	100.0%	2	2	100.0%
明和町	51	51	100.0%	48	48	100.0%	3	3	100.0%
大台町	50	50	100.0%	47	47	100.0%	3	3	100.0%
玉城町	35	30	85.7%	33	28	84.8%	2	2	100.0%
度会町	29	28	96.6%	27	26	96.3%	2	2	100.0%
大紀町	41	40	97.6%	39	38	97.4%	2	2	100.0%
南伊勢町	60	58	96.7%	56	54	96.4%	4	4	100.0%
紀北町	70	70	100.0%	66	66	100.0%	4	4	100.0%
御浜町	32	31	96.9%	30	29	96.7%	2	2	100.0%
紀宝町	41	40	97.6%	38	37	97.4%	3	3	100.0%
計	4,252	3,979	93.6%	3,905	3,645	93.3%	347	334	96.3%

一、關於... (Title of the report)

日期	時間	地點	事項	內容	結果	備註
10/20	14:00
10/21
10/22
10/23
10/24
10/25
10/26
10/27
10/28
10/29
10/30
10/31

資料4-3

民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）の推薦状況について

定数 (人)	4,252
-----------	-------

欠員 (人)	273
-----------	-----

推薦者 /定数 (人)	93.6%
-------------------	-------

性別 (人)	男	女	計
	1,541	2,438	3,979

男	女
38.7%	61.3%

新再任 の別 (人)	継続	新任	再任	計
	2,230	1,719	30	3,979

継続	新任	再任
56.0%	43.2%	0.8%

職業 (人)	会社員	社会福祉	農林水産	医療	教育	宗教家	自営業	その他	無職	計
	262	89	74	23	41	34	303	899	2,254	3,979

年齢 (人)	20代	30代	40代	50代	60代	70～74歳	75歳以上	計
	1	16	98	402	1,948	1,227	287	3,979

平均年齢 (歳)
66.7

在職期間 (人)	新任	1年未満	3年未満	3～6年未満	6～9年未満	9～12年未満	12～15年未満	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	計
	1,712	54	130	938	472	266	180	162	45	12	8	3,979

令和4年12月1日委嘱分

6-1 検査

工場の品質管理 (検査員の手帳) 検査記録 検査手帳

組 28	検査員 番号 (大)
------	------------------

28	検査員 (大)
----	------------

28	検査員 (大)
----	------------

組 28	検査員 番号 (大)
------	------------------

組 28	検査員 番号 (大)
------	------------------

組 28	検査員 番号 (大)
------	------------------

組 28	検査員 番号 (大)
------	------------------

組 28	検査員 番号 (大)
------	------------------

組 28	検査員 番号 (大)
------	------------------

組 28	検査員 番号 (大)
------	------------------

組 28	検査員 番号 (大)
------	------------------

組	検査員 番号	検査員 番号	検査員 番号	検査員 番号	検査員 番号	検査員 番号	検査員 番号	検査員 番号	検査員 番号	検査員 番号	検査員 番号	検査員 番号
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28

検査員 1-10/10

市町別民生委員・児童委員定数

市町名	旧定数 任期 (R元. 12. 1~R4. 11. 30)		新定数 任期 (R4. 12. 1~R7. 11. 30)		増減数	
		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員
津市	617	46	619	46	2	-
四日市市	609	55	613	55	4	-
伊勢市	308	28	309	28	1	-
松阪市	388	27	391	29	3	2
桑名市	257	24	257	24	-	-
鈴鹿市	375	35	376	35	1	-
名張市	189	16	191	16	2	-
尾鷲市	59	3	59	3	-	-
亀山市	102	11	103	11	1	-
鳥羽市	56	3	56	3	-	-
熊野市	82	4	82	4	-	-
いなべ市	104	8	104	8	-	-
志摩市	141	11	141	11	-	-
伊賀市	309	32	311	32	2	-
木曾岬町	13	2	13	2	-	-
東員町	52	4	52	4	-	-
菰野町	77	5	77	5	-	-
朝日町	20	2	20	2	-	-
川越町	28	2	28	2	-	-
多気町	41	2	41	2	-	-
明和町	51	3	51	3	-	-
大台町	50	3	50	3	-	-
玉城町	35	2	35	2	-	-
度会町	29	2	29	2	-	-
大紀町	41	2	41	2	-	-
南伊勢町	60	4	60	4	-	-
紀北町	70	4	70	4	-	-
御浜町	32	2	32	2	-	-
紀宝町	41	3	41	3	-	-
県 計	4, 236	345	4, 252	347	16	2

資料 4

東京貨物運送別、最寄土曜郵便物

品名	東京貨物運送別		最寄土曜郵便物		品名
	数量	重量	数量	重量	
郵便物	10	100	10	100	郵便物
郵便物	20	200	20	200	郵便物
郵便物	30	300	30	300	郵便物
郵便物	40	400	40	400	郵便物
郵便物	50	500	50	500	郵便物
郵便物	60	600	60	600	郵便物
郵便物	70	700	70	700	郵便物
郵便物	80	800	80	800	郵便物
郵便物	90	900	90	900	郵便物
郵便物	100	1000	100	1000	郵便物
郵便物	110	1100	110	1100	郵便物
郵便物	120	1200	120	1200	郵便物
郵便物	130	1300	130	1300	郵便物
郵便物	140	1400	140	1400	郵便物
郵便物	150	1500	150	1500	郵便物
郵便物	160	1600	160	1600	郵便物
郵便物	170	1700	170	1700	郵便物
郵便物	180	1800	180	1800	郵便物
郵便物	190	1900	190	1900	郵便物
郵便物	200	2000	200	2000	郵便物
郵便物	210	2100	210	2100	郵便物
郵便物	220	2200	220	2200	郵便物
郵便物	230	2300	230	2300	郵便物
郵便物	240	2400	240	2400	郵便物
郵便物	250	2500	250	2500	郵便物
郵便物	260	2600	260	2600	郵便物
郵便物	270	2700	270	2700	郵便物
郵便物	280	2800	280	2800	郵便物
郵便物	290	2900	290	2900	郵便物
郵便物	300	3000	300	3000	郵便物
郵便物	310	3100	310	3100	郵便物
郵便物	320	3200	320	3200	郵便物
郵便物	330	3300	330	3300	郵便物
郵便物	340	3400	340	3400	郵便物
郵便物	350	3500	350	3500	郵便物
郵便物	360	3600	360	3600	郵便物
郵便物	370	3700	370	3700	郵便物
郵便物	380	3800	380	3800	郵便物
郵便物	390	3900	390	3900	郵便物
郵便物	400	4000	400	4000	郵便物
郵便物	410	4100	410	4100	郵便物
郵便物	420	4200	420	4200	郵便物
郵便物	430	4300	430	4300	郵便物
郵便物	440	4400	440	4400	郵便物
郵便物	450	4500	450	4500	郵便物
郵便物	460	4600	460	4600	郵便物
郵便物	470	4700	470	4700	郵便物
郵便物	480	4800	480	4800	郵便物
郵便物	490	4900	490	4900	郵便物
郵便物	500	5000	500	5000	郵便物

ヤングケアラー支援の取組について

1 概要

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童をいいます。年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がありますが、家庭内のデリケートな問題であること、また、本人や家族に自覚がないなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

県では、ヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援体制の充実に向けて、実態調査や研修を実施するとともに、コーディネーターを中心に関係機関と連携して支援策の検討等を行っています。

2 取組状況

(1) ヤングケアラー実態調査の実施

① アンケート調査

ヤングケアラーの実態に関して、家庭環境や支援の現状などを把握するため、県内すべての市町の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を対象にアンケート調査を行いました。調査結果の速報値は資料5-2のとおりです。

② 聞き取り調査

アンケート調査の結果で「ヤングケアラーと思われる子どもがいる」と回答があり、実態を把握している19市町の要対協に対して、その児童の状況や市町の支援状況を詳しく把握するため、聞き取り調査（約80件）を実施したところです。

③ 実態調査報告書の作成

現在、今年度中の実態調査報告書の作成に向けて、取りまとめ作業を進めています。報告書では、市町においてヤングケアラーを支援する際などに活用できるよう、聞き取り調査で把握した具体的な支援事例等についても、資料5-3のように掲載する予定です。

(2) 研修の実施

ヤングケアラーの支援体制の強化に向けて、要対協の職員やヤングケアラーへの支援に関わる機関の職員等を対象に研修を実施しています。

【普及研修】

対象者：要対協構成機関等の職員、関係者

目的：ヤングケアラーについての概念等を周知する

実施期間：令和4年8月～9月 計6回実施

【支援者研修】

対象者：ヤングケアラーへの支援に関わる関係機関職員等

目的：ヤングケアラーやその家族を適切に把握するための視点やアセスメントの方法を学ぶ

実施期間：令和4年12月～令和5年3月 計6回実施予定

(3) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

関係機関と支援団体等とのパイプ役となり、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげられるよう、子育て支援課に2名のコーディネーターを配置しています。今年度は、市町の支援状況等を把握するため、要対協への聞き取り調査に同行するとともに、支援策等について検討しています。

3 来年度の取組方向

実態調査から明らかとなったヤングケアラーの状況等をふまえ、来年度は県民への周知・啓発や支援者向けの研修等を実施し、ヤングケアラーへの支援に取り組んでいきます。

(1) 県民向けフォーラム等の実施

ヤングケアラーに対する県民の理解を深めるため、フォーラムを開催し、社会全体の機運醸成を図ります。

また、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした啓発ハンドブックを作成するとともに、啓発ハンドブックを活用した出前講座を実施し、ヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援へつなげます。

(2) 支援者向け研修の実施

ヤングケアラー支援の質の向上に向けて、要対協の構成機関の職員等を対象に、ヤングケアラーの概念や早期把握のための着眼点、発見後の支援機関へのつなぎ方など、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修を実施します。

(3) ヤングケアラー・コーディネーターによる市町の支援

令和4年度に引き続き子育て支援課に2名のコーディネーターを配置し、実態調査において子どもの実態を把握していない、または該当する子どもがいないと回答した市町を中心に、他の市町の支援状況や方法等について情報共有を行うとともに、アセスメントシートやガイドラインなどを紹介しながら、市町のノウハウの蓄積や継承に向けた支援を充実します。

要対協における「ヤングケアラー」への対応に関する
アンケート調査結果（速報値）

令和4年7月に県内29市町の要対協に実施したアンケート調査結果の主な概要は、次のとおりです。

1 ヤングケアラーと思われる子どもの件数

○要対協における令和3年度ケース登録件数（合計5,586件）のうち、ヤングケアラーと思われる子どもの件数 合計106件（1.9%）

<内訳>

- ・要保護児童（保護者が虐待している児童等、保護者に監護させることが不相当と認められる児童）ケース登録件数 55件
- ・要支援児童（虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要と認められる児童）ケース登録件数 51件
- ・特定妊婦ケース登録件数 0件

○要対協登録ケース以外で、主に学校等からヤングケアラーと思われる子どもとして情報提供や報告等があり、市町で見守りを行っているケースの件数 49件

➤ヤングケアラーと思われる子どもの件数は、要対協登録ケースと要対協登録外ケースを合わせると、全体で155件でした。

2 ヤングケアラーと思われる子どもの状況

○要対協登録ケースにおけるヤングケアラーと思われる子どもの家庭の状況

- ・ひとり親家庭 45件（42.5%）
- ・生活困窮家庭 34件（32.1%）

○要対協登録ケースにおけるケアを必要としている人の状況（上位3つ）

- ・「若い」 62件（58.5%）
- ・「精神疾患（疑い含む）」 36件（34.0%）
- ・「知的障がい」 13件（12.3%）

➤ヤングケアラーの家庭は、ひとり親家庭や生活困窮家庭が多いことや、ヤングケアラーは若い家族の世話をする割合が高いことがわかりました。

3 ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握

○ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握

- ・把握している 19市町 (65.5%)
- ・把握していない 3市町 (10.3%)
- ・該当する子どもがいない 7市町 (24.1%)

➤ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握している市町の割合は65.5%で、国の全国調査(令和2年度)で「実態を把握している」と回答した市町村の割合(30.6%)を大きく上回りました。

➤一方で、把握していないと回答した市町からは、その理由として「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない」などの回答がありました。

4 早期把握や支援にあたっての課題

○ヤングケアラーである可能性を早期に確認するうえで課題と考えること(上位3つ)

- ・家庭内のことで問題が表に出にくく、子どものヤングケアラーとしての状況の把握が難しい 72.4%
- ・ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない 69.0%
- ・要対協の構成職員において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している 37.9%

○ヤングケアラーと思われる子どもに対して支援をする際、課題と考えること(上位3つ)

- ・家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がない 75.9%
- ・既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい 58.6%
- ・子ども自身がケア(食事の世話等)にやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない 41.4%

➤市町におけるヤングケアラーの把握や支援の難しさの背景には、子ども自身や家族、周囲の大人がヤングケアラーという問題を認識していないといった課題があるため、ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるためには、広く県民の理解を深めるための周知・啓発など、ヤングケアラーの認知度の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

THE UNIVERSITY OF THE SOUTH PACIFIC
 DEPARTMENT OF POLITICAL SCIENCE

QUESTION 1

(a) (i) Explain the concept of 'state' as used in political science. (10 marks)

(ii) Discuss the characteristics of a state. (10 marks)

(b) (i) Explain the concept of 'sovereignty'. (10 marks)

(ii) Discuss the characteristics of sovereignty. (10 marks)



FIGURE 1

Diagram illustrating the relationship between the three components of the state.

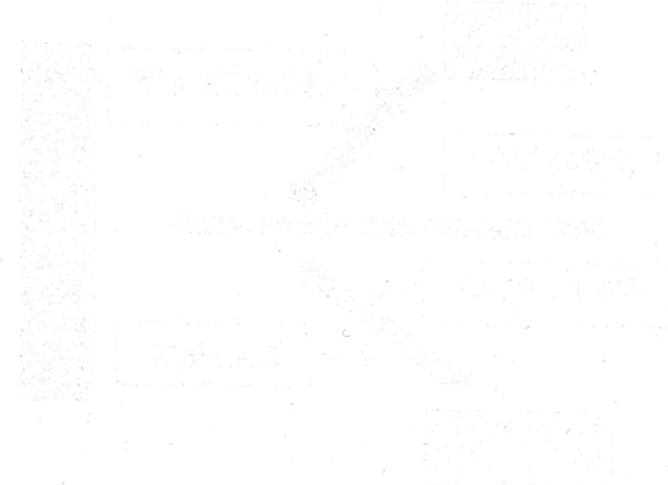
QUESTION 2

(a) (i) Explain the concept of 'international law'. (10 marks)

(ii) Discuss the sources of international law. (10 marks)

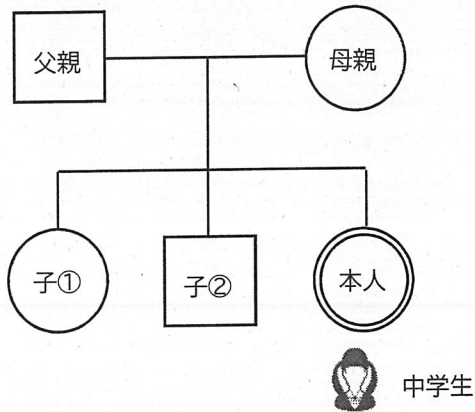
(b) (i) Explain the concept of 'treaty'. (10 marks)

(ii) Discuss the characteristics of a treaty. (10 marks)



<多機関連携により重度の障がいのある家族のケアと家庭全体の支援を行っている事例>
 キーワード: 多機関の連携、重層的な支援、SOS を出さない子どもの発見

家族構成(ジェノグラム)



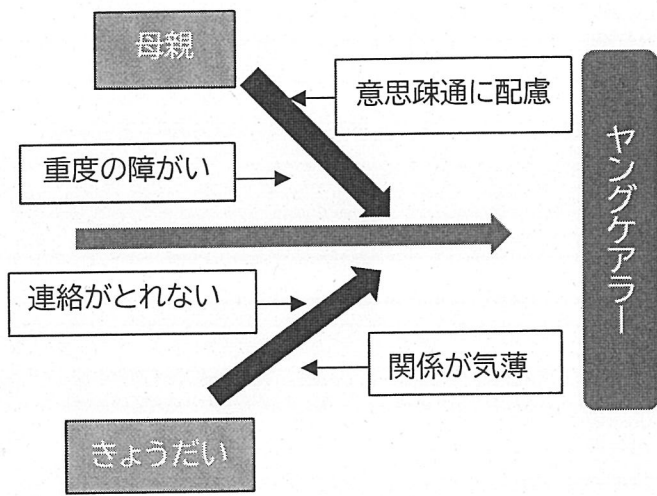
母が病気で自分が世話するのは仕方がない。家計を心配して公立学校への進学を余儀なくされている。

<家庭の状況>

- 【親の障がい】
 母親は左半身の機能障害があり、高次脳機能障害で意思疎通に配慮が必要である。また、食事の準備、洗濯、入浴介助など身の回り全般の世話が必要な状態である。
- 【その他】
 同居しているきょうだい以外に一人立ちしているきょうだいがいるが、家族関係が気薄で、母親の世話などの援助はない。家に残っているきょうだいで親を看るといふ暗黙の家訓がある。

本人の置かれている状況・様子

<フィッシュボーン図によるヤングケアラーに至る要因の見える化>



<本人の状況>

- 母親の介護と家事を一つ上のきょうだいと行っている。高校生のきょうだいがもう一人いるが家事は手伝わないため、負担が集中していた。
- 本人は表面上日常生活に影響が出ていない様子で、学校に問題なく通っていた。
- 本人は家庭や母親のことを教諭や友人に相談することなく SOS を出さなかった。

【子どもの権利の視点】
 健康面 教育面 子どもらしさの面で影響は見受けられなかった。

発見・把握の経緯

中学校の教諭が本人の疲れている様子から声をかけたところ、状況把握ができた。

きっかけ	発見した人	状況
学校の教諭による声掛け	中学校の教諭	教諭は本人が疲れている様子に気づき声をかけたところ、母親の世話が負担であることを話した。その後、中学校の校長から学校生活に影響があるようだとの連絡があった。

支援の状況

<支援にあたっての課題>

- 家庭訪問を何度も行ったが、子ども達が子育て担当課の職員を家に入れようとしなかったため、家庭内の状況が長い間不明だった。たまたま子ども達が不在で母親が対応したため、訪問時に家の中に入ることができ、料理、入浴ができないほどのごみが溜まっている状態であることがわかった。
- 家のごみを処分するよう子どもたちに指導するも、一向に改善せず、離れて暮らす他のきょうだいにも連絡がとれなかった。
- 福祉サービスを拒否していたため、福祉サービスの利用につながっていなかった。

<経過>

- 令和3年に母親に対し成年後見人がつくことで、家庭内の困り事を聞く人ができたり、金銭的な支援を行うことができるようになり、家庭内の状況が改善に向けて変わり始めた。介護ヘルパーを利用することにより、本人等の家事や世話の負担が軽減した。
- 福祉生活相談センターが調整役となり、学校・社協・介護支援事業所・病院など様々な機関が連携して対応した。令和4年から関係者が集まる福祉支援会議を開き、関係機関で同意のもと、共同作業でごみの撤去を行った。それにより自宅で料理、入浴が可能になり生活が劇的に改善した。

<関わっている機関と主な役割の分担>

機関	役割	機関	役割
社会福祉協議会	家計管理、子どもたちの困り事や生活状況の把握、家事支援	中学校、高等学校	子どもたちの様子の観察
子育て担当課	要対協ケースのとりまとめ	生活保護担当課	生活支援、定期的な家庭訪問
介護支援事業所	介護保険サービスの計画、デイサービスでの入浴介助	障害支援事業所	訪問介護、掃除・買い物などの家事支援
医療機関	在宅生活での機能訓練	高齢・障がい福祉担当課	後方支援(介護保険・障がい福祉サービスの主担当)

- 現在、本人の世話の負担は軽減され、勉強やクラブ活動を頑張っている状況である。

<残された課題>

- きょうだいの中で現在家にいるのは、本人を含めた3人のみで、今後進学や就職で他のきょうだいのよう一人立ちすることを考えたときに母親の世話を誰が担っていくのか、残される末っ子の本人だけに負担が集中する状況にならないか、家族全体の問題として捉えるよう、きょうだいの認識を変える必要がある。

ポイント

SOSを出さない子どもの発見

本人は家庭のことを知られたくないという心理が働き、職員が家の中に入ることを拒否していたことで、家の中の状況がわからず、過度な家事や母親の世話の負担が本人に集中している状況を長い期間気づくことができなかった。

このような子どもの発見には、常に関わりを持つ身近な大人(学校教諭など)が子どもの変化に気づく視点を持ち、本事例のように積極的に声掛けを行うことが必要である。

多機関での重層的な支援

家庭が抱える問題が複合化・複雑化している場合で重い障がいを持つケア対象者の支援が必要となき、様々な機関の連携により、家庭の全体像を把握し、役割分担して重層的に支援を行うことが重要である。

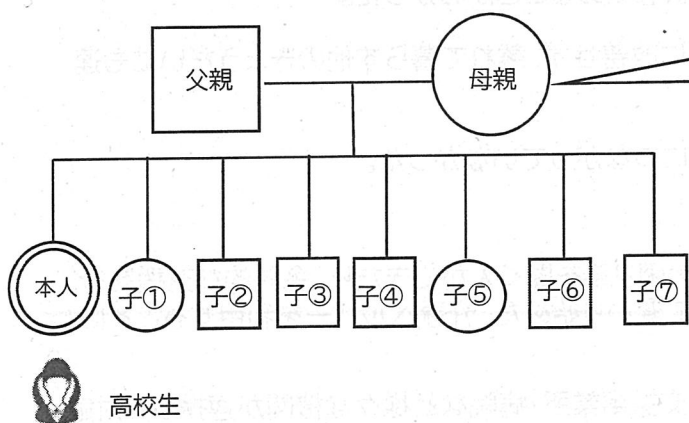
自覚がない子どもへの支援

ヤングケアラーであることの自覚がない子どもに対しては、「助けられる権利」があることを伝えていくことで、子ども自身が自分の権利を認識できるよう啓発・支援する必要がある。

<子どもの気持ちに寄り添いながら関係づくりに取り組んでいる事例>

キーワード:大家族、本人との関係づくり、信頼関係のある大人

家族構成(ジェノグラム)



大家族で、親だけでは子どもの世話に手が回らないため、長女の手助けが必要だと思っている。

<家庭の状況>

【年下のきょうだいがいる】

大家族で、幼く、発達障がいのあるきょうだいがいる。母親が子育ての役割を担っているが、手が回らないため本人(長女)に家事や育児を手伝ってもらっている。

【きょうだいに障がいがある】

特に、主なケア対象の三女の世話は手が掛かり、他のきょうだいと比較して難しいため本人が率先して世話をしている。

【福祉などのサービスにつながない】

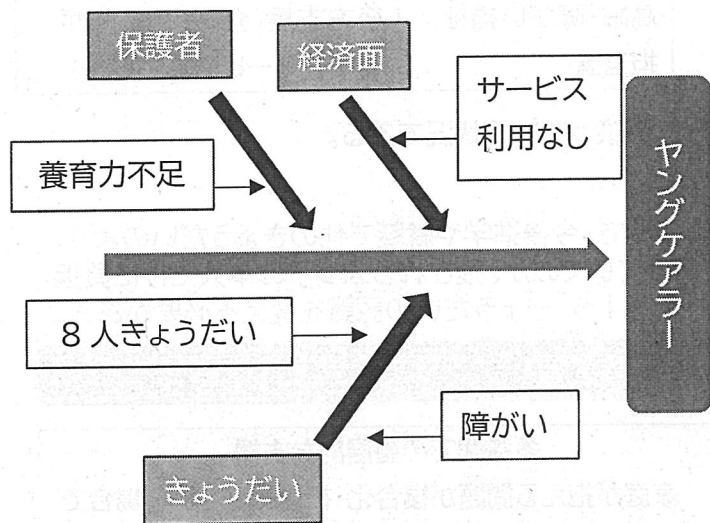
育児のサービス等を母親に紹介して勧めたが、費用が掛かることなどを理由に、今までに一度も利用がない。

高校生

大家族で母親の大変さを理解しているため、母親を助けたいと思っている。

本人の置かれている状況・様子

<フィッシュボーン図によるヤングケアラーに至る要因の見える化>



<本人の状況>

- 本人は中学生の時からきょうだいの世話をしており、学力に影響を受けていた。
- 精神的な不安定さが見受けられることや学校の教諭にストレスを打ち明けていたことなどから、心理面への影響が大きいと考えられる。
- ケアに費やす時間:週7日、1日10時間程度(朝起きてから洗濯などの家事、下の子の世話、送迎などをして定時制高校へ)

【子どもの権利の視点】

健康面 ☆精神的な不安定さがある
子どもらしさ ☆家族の介助をしている姿を見かけることがある
☆幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける

発見・把握の経緯

本人が通う高校の教諭から相談があり、状況の把握に至った。

きっかけ	発見した人	状況
本人からの相談	高校の教諭	高校の教諭に家庭でのストレスを相談したことにより、ヤングケアラーの疑いがある子どもとして連絡があった。

支援の状況

<支援にあたっての課題>

- 日中はほとんど家事やきょうだいの世話にかかり切りになっており、常にきょうだいのことを優先して考えている。
- 本人は母親に迷惑がかかると思っており、自分の思いを相談していることは母親には話していない。相談したいという思いはあるが、高校の教諭と一緒にないと不安であること、また母親がいる自宅では話ができないため、本人のみと面談をする場を設定することはできていない。
- 多子世帯の中で、障がいや疾病など様々な理由で支援を必要とする子どもが複数いる。
- サービス利用を奨めるも、費用がかかることを理由に利用につながらない。

<経過>

- 以前から養育に関して支援が必要であり関わりのあった世帯。本人が高校進学後、教諭に負担感を打ち明けたことから、高校から子育て担当課へ連絡があり、本人に関する情報収集に努めた。
- 高校の教諭と情報を共有したうえで、本人が福祉関係者にも相談をしたい意向があることがわかったため、本人・子育て担当課・高校の教諭で面談を実施した。現在は保健師、児童相談員が月に1度家庭訪問を実施している。
- 土曜日や長期休み期間は障がいを持つきょうだい向けに放課後等デイサービスを利用しているが、利用料の上限額での範囲の利用にとどまっている。
- 夏休み中には、家庭から離れて勉強をすることを目的に子育て担当課がある保健センターへ通うことを提案し、勉強機会の確保とともに、関係づくりの機会を模索している。

<関わっている機関>

保育所 小学校 中学校 高等学校 社会福祉協議会 子育て担当課 放課後デイサービス事業所

<残された課題>

- 現在は高校の教諭により本人とつながっているが、高校卒業後を見据えて今後は本人がひとりでも安心して相談できる関係を築くことが課題である。

ポイント

本人への関わり

これまで本人は、自分のしたいことや希望について話をしなかった。行きたい場所を尋ねても、「きょうだいを連れて行ってあげたい」と答えていたが、教諭との関係において同年代の子どもたちの楽しみや生活について知る機会を得て、自分自身のことについて「〇〇をしてみたい」と話をするような変化がみられた。

ケアを否定しない関わり

信頼関係ができている教諭と共に、現在の生活・ケアすること自体を否定せず、選択肢を広げられるような関わり、支援を行っている。

将来を見据えた関わり

これまで子育て支援に関して、母親を主体に関わっていたが、子育て担当課が本人との関係を築き始めた。将来を考え、学校以外の相談の場、就職にあたっての相談の場づくりを考えている。高校卒業後のことも見据えた支援を現在から検討している。

本人と信頼関係を築いた高校教諭との連携

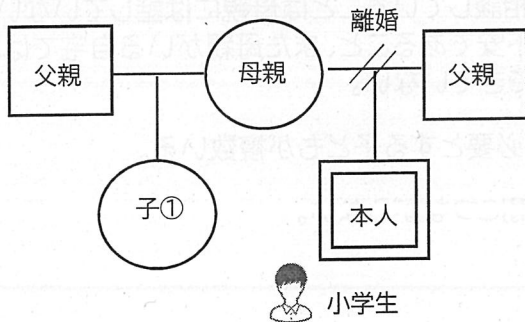
高等学校の教諭が本人と安心して話ができる関係を築けたことで、窓口となって本人の意向を把握でき、子育て担当課が支援を開始することができた。

<児童相談所の介入により保護者の意識が変わった事例>

キーワード: 母親の病気・父親は仕事で多忙、児童相談所との役割分担

家族構成(ジェノグラム)

<家庭の状況>



【親の病気・障がい】

母親は精神疾患があり横になっていることが多く、不安定な状態。

【年下のきょうだいがいる】

保育所に在籍していないきょうだいの面倒を本人がみている状態。

【親が家事をしない状態】

母親は疾病により子育てや家事を十分に担えていない。父親は仕事で家を不在にしがちである。

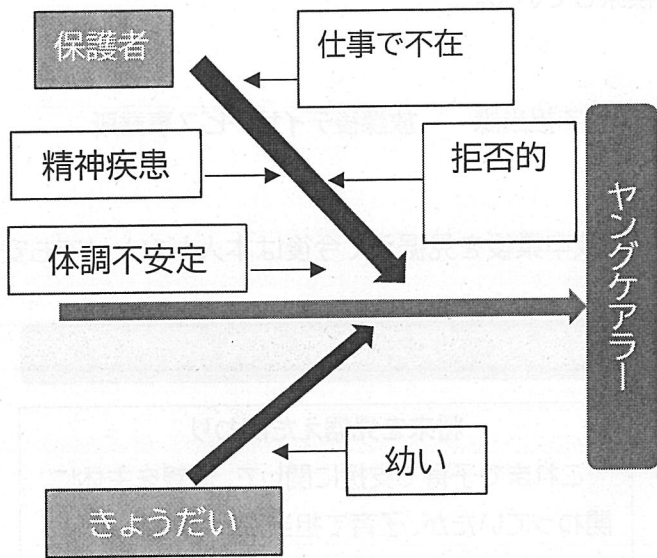
【福祉などのサービスにつながない】

育児支援のためのサービスを提案するが、父親から「信用できない」との理由で拒否されていた。

本人の置かれている状況・様子

<フィッシュボーン図によるヤングケアラーに至る要因の見える化>

<本人の状況>



- 保護者の希望で校区外通学になっていたため、登校には保護者の送迎が必要であった。しかし、母親は体調不良を理由に、父親は仕事を理由に送迎せず、学校に行けない状態が続いていた。
- 在宅の幼いきょうだいがいたため、家事や育児を十分に担えない母親に代わり本人が行っていた。
- 保護者が歯医者に連れて行かず治療ができない、また、床屋なども行けず、身なりが整っていない状態であった。

【子どもの権利の視点】

健康面☆必要な病院に通院・受診できていない
教育面☆欠席が多い、不登校☆遅刻や早退が多い
子どもらしさ

- ☆年齢と比べ情緒的成熟度が高い
- ☆友達と遊んでいる姿をみかけない

発見・把握の経緯

転入前自治体の保健師より家庭についての情報提供、引継ぎがあり把握に至っている。

きっかけ	発見した人	状況
転入前自治体から引継ぎ	保健師	転入前自治体の保健師より、母親の病気のこと及び子育て状況に関して情報提供があった。

支援の状況

<支援にあたっての課題>

- 登下校に送迎が必要であったが、体調不良や仕事を理由に保護者が送迎を行わず不登校となっていた。
- 家事支援及び送迎支援に関して、ファミリーサポートセンターの利用を提案したが、保護者より拒否され子どもの置かれている状況が変わらなかった。
- 保護者に対し、教育委員会から就学義務違反の説明を行っていたが、改善がみられなかった。

<経過>

- 子どもが不登校状態となっていたため、学校との連携を密に行っていた。
- 両親ともに登校のための送迎ができないため、考えられる支援としてファミリーサポートセンターを利用した送迎支援を提案したが、父親から「信用できない」との理由で利用を拒否された。
- 児童相談所が対応し、子どもを入所措置した。以前に一時保護したこともあったが、それ以降も状況が変わらなかったため、今回は長期間を提示した。
- 子どもの入所措置以後、両親の意識の変化がみられるようになってきている。母親は、病気の治療にしっかり取り組み、生活リズムを整える努力をするように変化した。子育て担当課と電話で話をし、職員の促しにより外に出る機会とするために来所相談をするようになった。父親は、夜勤もある不規則勤務の職場であったが、職場の理解を得て、子どもを受け入れられる環境を整える努力をするようになった。

<関わっている機関>

小学校 教育委員会 児童相談所 子育て担当課

<残された課題>

- 実際に子どもが家庭復帰した後も、子どもの権利が守られていくか継続して見守りと支援が必要である。

ポイント

母親との関係の構築

以前は、訪問の予定が取りにくかった母親(訪問日が近づくと体調が崩れてしまう)だが、現在は電話や役所への来所時に話を聞く機会を設けている。これにより母親との関係性ができ、困った時に頼ってもらうことや必要な支援につなぐことができている。

保護者の意識変化をもたらした

注意喚起や指導、一時保護等を通じて保護者の意識変化を促す関わりを継続していたが、状況が変わらなかった。入所措置をとることで、保護者の意識変革が起こり、子どもを迎え入れるための生活の状況に変化がみられている。

児童相談所との役割分担

保護者が養育を十分にできないことで、子どもの権利が侵害されていた。サービス利用の提案や注意喚起を行っていたが、状況が改善されなかったため、児童相談所による入所の判断が行われた。子育て担当課はその後の保護者のフォローアップを続けている。

